

# 中山間地域の関係人口創出に向けた県域イベント等 企画運営業務委託仕様書

## 1 業務の名称

中山間地域の関係人口創出に向けた県域イベント等企画運営業務

## 2 現状・背景

中山間地域においては、あらゆる分野で深刻な人手不足が顕在化し、地域活動等の担い手の減少、地域コミュニティ活動の停滞に伴う生活環境の悪化、生活サービス提供体制の維持困難に伴う生活利便性の低下など、地域の持続可能性が失われつつある。

このため、県においては、地域の活性化の原動力となる「人づくり」に重点を置き、中山間地域の価値に共鳴し、地域の課題解決に向けて多様な形で関わる都市部住民・企業等、地域外の人材（関係人口）の創出や、その受け皿となる中山間地域の住民等の活動の支援に取り組むことで、社会全体で中山間地域を支える仕組みを整えていく。

## 3 業務の目的

関係人口の活用を通じた中山間地域の課題解決や活性化を図るため、県全体の機運醸成を目的とした県域イベントの開催、県が別に整備するマッチングポータルサイトの活用による都市部住民等と特定の地域がつながる体験プログラムの実施、関係人口の活用を通じて地域の課題解決や活性化に取り組む県内市町や地域住民等の活動支援、中山間地域の現状と多様な価値を広く知ってもらうための情報発信を行うことで、都市部住民等の行動変容へつなげ、都市部住民等と中山間地域がつながる関係人口創出を目的とする。

## 4 業務委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 5 業務内容

次に掲げる業務を委託する。なお、個々の実施内容及びスケジュールについては、県と協議・調整した上で、実施すること。

### (1) 県域イベントの開催

中山間地域住民や都市部住民等をはじめ、より多くの方に参加していただき、中山間地域の現状を認識してもらうとともに、中山間地域が持っている価値や恩恵について、広く認識を深めてもらうことを目的に実施する。

項目		内容
1.基本 コンセプト	ねらい	<ul style="list-style-type: none"><li>県内23市町と連携し、中山間地域の現状を情報発信しながら、中山間地域が持っている価値への共感を広げることで、地域住民等が奮起する。</li><li>都市部住民等が、中山間地域の役に立ちたい、つながりたいという思いにつなげていく。</li></ul>
	テーマ	<ul style="list-style-type: none"><li>上記のねらいを実現するために、県域イベントを通じて取り組むべきテーマを設定すること。複数のテーマを設定することも可。</li></ul>
2.目標設定・達成方法		<ul style="list-style-type: none"><li>目標は次の数値を上回ることとし、その達成方法も示すこと。 県域イベント来場者数 1,000人</li></ul>

3.基本設計	<p>○開催時期：9月～11月頃の1日を基本とし、県及び関係市町と調整の上、決定すること。</p> <p>○開催場所：県内中山間地域の会場とし、県及び関係市町と調整の上、決定すること。</p> <p>○開催内容：都市部住民等の関係人口創出と、中山間地域における地域づくりの取組の認知促進となるに次のような内容とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市部住民等に対して、中山間地域の価値や、その価値を守る人の思いや行動を知ってもらう内容</li> <li>・中山間地域住民に対して、都市部住民等とのつながりを通じ、地域課題の解決や活性化に資する行動の必要性を認識し、実際に行動することを促す内容</li> </ul> <p>※ 県域イベントを通じて、どうい変化をもたらすか明らかにすること。</p>
4.効果測定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来場者アンケートなどにより、中山間地域の現状や価値への認識や意識の変化など、事業効果測定を行う。</li> </ul>
5.全体スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント開催に向けたスケジュールを作成する。</li> </ul>

## (2) 体験プログラムの実施

中山間地域の住民が自らの困りごとに対して、関係人口を活用して解決できる仕組みづくりを目指し、県が別に整備するマッチングサイトを活用して、都市部住民等とつながりを創出する。そのため、多くの都市部地域住民等に参加してもらえる内容とすることや、他地域の参考となるモデルケースとなることを目的に体験プログラムを実施する。

項目	内容
1.目標設定・達成方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標は次の数値を上回ることとし、その達成方法も示すこと。 体験プログラムの参加者数 100人以上（プログラム実施回数10回以上）</li> </ul>
2.基本設計	<p>○基本内容：多くの都市部地域住民等に参加してもらうことや、他地区へのモデルケースとなるプログラム内容とする。</p> <p>○実施時期：7月～11月を基本とし、県及び関係市町、地域住民、関係団体等と調整の上、決定する。</p> <p>○実施場所：県内の北部、南部、東部、西部地域（地域区分については、県と調整して決定すること）において、それぞれの地域で開催する。</p> <p>○実施内容：中山間地域の課題解決に向けて、都市部住民等と中山間地域がつながるプログラムを市町と地域住民と調整しながら、各地域の多様な魅力や特性等を生かし、参加者数を達成するように企画すること。</p> <p>なお、都市部住民等及び中山間地域住民に対しては、下記の意識変化を生むような内容を企画すること。</p> <p style="padding-left: 40px;">都市部住民等：地域住民と積極的に交流することで、中山間地域に対する関心や理解を高めてもらう。小さなことでも助けることが地域にプラスになるという意識の醸成を図る。</p> <p style="padding-left: 40px;">中山間住民：関係人口を活用して課題解決を行う地域の拡大につながる意識醸成を図る。地域と関わってくれる人を受け入れる寛容さを育む。</p> <p>○募集方法：市町と連携し、県が別に整備するマッチングポータルサイトを活用して参加者を</p>

	<p>募集する。（上記マッチングポータルサイトで募集している旨を明示した SNS による募集広報も必要に応じて実施すること。）</p> <p>○問合対応：参加の申込みや、当日の問合せ等を受け付ける窓口を設置し、適切に対応する。</p> <p>○ターゲット：中山間地域とつながりを持ちたいと思っている都市部住民等</p>
3.効果測定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プログラムの前後で、参加者の中山間地域とのつながりの意識の変化などを把握するため、アンケートやインタビュー等による調査・分析を実施する。</li> </ul>
4.伴走支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体験プログラムを企画した地域が、今後も関係人口を受け入れるために必要な体制づくり等に対して、助言等を行う。</li> <li>・都市部住民等としての参加者が引き続き地域とつながりたいという場合に、関係継続のために必要な情報の提供を行うこと。また、参加した地域の現状、活動内容等について、SNS を活用して情報発信ができるように必要な支援を行う。</li> </ul>
5.全体スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体験プログラム実施に向けたスケジュールを作成する。</li> </ul>

### (3) 市町や地域住民等が実施する関係人口活用プログラム等の作成等支援

上記(2)の体験プログラムとは別に、県内中山間地域の市町や地域住民等が、関係人口を活用したプログラムづくり等の促進を目的に、県が指示する市町（5市町程度）と連携し、当該市町や住民自治組織等の地域住民に対して、関係人口を活用したプログラムの作成を支援する。

その際、実施されるプログラムの内容や集客手法のほか、県マッチングポータルサイトを通じた情報発信等について支援すること。

### (4) 情報発信の実施

県域イベント及び体験プログラムの参加の呼びかけるほか、中山間地域の抱えている課題や、中山間地域が持つ価値から受けている恩恵などを分かりやすく伝えるための動画を作成し、県の公式 SNS・Youtube など様々な広報手段により情報発信を実施する。

なお、各項目において、イベント参加者やインフルエンサーの活用、関係市町の公式 SNS との相互発信等による情報拡散も目論むこと。

項目	内容
1.効果的な手法による情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中山間地域の現状や持っている価値について、SNS・Youtube などにより情報発信を行う。</li> <li>・中山間地域が持つ価値については、中山間地域の主産業である農林水産業にスポットを当て、生産者の苦労や工夫している点、さらには生産者の想い等を伝える内容を主とする。</li> </ul>
2.県域イベントに関する情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県域イベントへより多くの方に参加してもらうために、TV・新聞等でも取り上げられるような話題性を作るなど、効果的な情報発信を行う。</li> <li>・イベントの実施状況を動画配信するなど、関係人口創出に向けた情報を発信する。</li> <li>・その他、関連する事業やイベントと連携するなど、より効果的な情報発信を行う。</li> </ul>
3.体験プログラムに関する情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体験プログラムに多くの方が参加してもらえるように、効果的な情報発信を行う。</li> <li>・体験プログラムの参加後においては、記録映像をより多くの人に届くように、各種媒体を活用して情報発信を行う。</li> <li>・県が別に整備するマッチングサイトを活用して、地域が自ら体験プログラムを企画し、関係人口創出に取り組む機運醸成につなげていくような情報発信を展開していく。</li> </ul>

4.全体スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間を通じて、戦略的・効果的な情報発信に向けたスケジュールを作成する。 (業務で実施する県域イベントや体験プログラムの実施に併せて集中的に実施する。ただし、これ以外の時期に実施することを妨げるものではない。)</li> </ul>
------------	--

## 6 留意事項

### (1) 市町や地域との連携

開催地市町や地域の協力が得られるよう留意し、市町や地域からの要請に対しては、柔軟な対応を行うこと。

### (2) 多様な関係主体との連携

地域づくり団体、NPO法人、企業、高等学校や大学など多様な主体の参画が図られ、中山間地域の人材ネットワークが構築される取組となるよう留意すること。

### (3) 事業実施に向けた管理運営

要員配置計画、会場計画（レイアウト）、現地の協力体制（各開催市町及び関係団体等との役割分担）などを示した管理運営マニュアル等を作成するとともに、ユニバーサルデザインやホスピタリティーに配慮した管理運営を行うこと。

### (4) 情報発信

WEB広告を実施する場合には次のことに留意すること

- ・ 社会通念上不適切と考えられるサイトへの掲載を排除するよう努め、掲載先サイトを定期的に確認すること。
- ・ 不適切サイトへの掲載が認められた場合には、直ちに県に報告するとともに、県の対応指示に従うこと。

### (5) 他業務との連携

県が別に整備するマッチングサイトの運營業務や、関係人口創出に向けた中山間地域の受入側の体制づくりを学ぶ中山間地域と都市部等のつながりづくり活動支援企画運營業務、移住定住促進に係わる魅力発信業務等と連携を図ること。

### (6) 経費負担

実施に要する一切の経費及び委託に付随して必要となる物品は、すべて受託者において負担すること。

## 7 業務の体制

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにするとともに、責任者及び事務担当者等の業務所掌範囲についても明らかにすること。なお、グループ企業体で応募する場合には、以下の受託者代表業務も行うこと。

- (1) 業務の目標達成に向け事業を円滑に進めるため、広島県中山間地域振興課との総合的な窓口機能を果たすとともに、構成企業との密接な連絡・調整を行うこと。
- (2) 委託料の代表請求及び構成員への分配を行うこと。
- (3) 他の構成企業も含めた委託業務全般について、責任を持って履行すること。

## 8 発注者への報告等

### (1) 業務計画書の作成

受託者は、次の項目について業務計画書を作成し、発注者と協議の上、契約締結後速やかに提

出するものとする。なお、受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにするとともに、責任者及び事務担当者等の業務所掌範囲についても明らかにすること。また、円滑に事業を実施するために、関係者と綿密に連携できる実施体制を構築すること。

ア 業務概要

イ 実施体制（緊急時の連絡体制を含む）

伴走支援を行う者の能力、県内のカバー体制、役割分担等

ウ 業務工程表（打合せ等の時期含む）

(2) 進捗状況等報告

受託者は、月に1回以上、次の内容についてメールで報告すること。報告に用いる様式については、初回協議時に発注者と協議の上決定すること。また、発注者と進捗状況の共有及び当月以降の業務計画に係る協議（オンライン可）を行うこと。また、発注者から要求があった場合には、随時、速やかに進捗状況を報告すること。

ア 月次報告（実施内容）

イ 業務進捗状況

ウ 業務対応状況

(3) 成果物の提出

成果物については、次のとおり発注者に提出すること。

ア 業務報告書

上記4による業務の実施結果について、写真等を付して詳細に記載した業務報告書を作成し、電子媒体（CD又はDVD1枚）の形式で提出すること。なお、電子データのファイル形式及び使用ソフトについては、原則として、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft Power Point のいずれかとする。

イ 成果物の瑕疵

納品後に成果物の瑕疵が発見された場合は、発注者の指示に従い、必要な処理を受託者の負担において行うものとする。

## 9 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

ア 本業務により得られた成果は、原則として県に帰属する。

ただし、受託者が従前より有する著作物あるいは第三者の著作物については、受託者あるいは第三者に帰属するものとする。

イ 受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題等が生じた場合、受託者の責任により対処するものとする。

(2) 秘密保持

ア 本業務に関し、受託者から県に提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。

イ 受託者は、本業務に関し、受託者が県から受領または閲覧した資料等は、県の了解なく公表

又は使用してはならない。

ウ 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

## 10 機密情報の取扱い及び情報セキュリティ

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を履行する上で機密情報を取り扱う場合は、実施機関と同様の安全管理措置を講じなければならない。また、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）の規定及び特記事項を遵守しなければならない。

保護法の規定に違反した場合には、個人情報取扱事業者としての処罰だけでなく、保護法第 176 条及び第 180 条の規定に基づき、処罰される場合がある。

## 11 再委託等の制限

受託者は、監理業務を除く本業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に県に文書を持って協議し、承認を得なければならない。

## 12 その他

- (1) 受託者は、県に対して、本業務の実施の進捗状況を適宜報告し県の指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合には、直ちに県と協議し、その指示に従わなければならない。
- (3) 本仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については両者協議の上、これを解決するものとする。
- (4) 受注者は、本業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例を遵守しなければならない。